

(厚生労働委員会)

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関

する法律案(閣法第九四号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、日韓両国の年金制度の適用を調整して二重加入の解消を図ることを目的とした「社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下「協定」という。)を実施するため、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被保険者の資格に関する特例

大韓民国(以下「韓国」という。)から我が国に一時的に派遣された者等であつて、協定の規定により韓国の年金法令の適用を受ける者は、公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としないものとする。

二、情報提供

社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、韓国の実施機関等に提供することができる。

三、 施行期日

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。